

手続きが必要な建築物

以下の建築物については、地域や工事の内容に応じて、建築確認を受ける必要があります。

用途・規模		地域	工事種別					用途変更
			新築	増築	改築	移転	大規模の修繕 大規模の模様替	
①	特殊建築物でその用途に供する部分の床面積の合計が200㎡を超えるもの	市内全域 (防火地域・準防火地域)	○	○	○	○	○	○ ※2
		市内全域 (防火地域・準防火地域を除く)	○	○ ※1	○ ※1	○ ※1	○	○ ※2
②	①以外の建築物で、2以上の階数を有し、または延べ面積が200㎡を超えるもの	市内全域 (防火地域・準防火地域)	○	○	○	○	○	×
		市内全域 (防火地域・準防火地域を除く)	○	○ ※1	○ ※1	○ ※1	○	×
③	①、②以外の建築物 (平屋かつ延べ面積200㎡以下)	都市計画区域 (防火地域・準防火地域)	○	○	○	○	×	×
		都市計画区域 (防火地域・準防火地域を除く)	○	○ ※1	○ ※1	○ ※1	×	×
		都市計画区域外	×	×	×	×	×	×

※1 増築、改築、移転に係る部分の床面積の合計が10㎡を超えるもの

※2 用途変更に係る部分の床面積の合計が200㎡を超えるもの

※3 新築、増築、改築、移転に係る部分の床面積の合計が10㎡を超える場合、建築工事届の提出が必要になります（提出窓口は建築行政課）

なお、土砂災害特別警戒区域の場合、居室を有する建築物は建築確認が必要な場合があります